



# 第1章 新たな時代を担う人を育む まちの実現

## 第1節 生涯食育の推進

第1項 生涯食育 ★

## 第2節 子育て環境の充実

第1項 子育て支援 ★★

## 第3節 学校教育の充実

第1項 幼児教育

第2項 学校教育

## 第4節 社会教育の充実

第1項 社会教育 ★

第2項 人権教育

第3項 スポーツ

(★目標・指標を設定)



# 第1節 生涯食育の推進

## 第1項 生涯食育



### ■ 現況と課題

令和3（2021）年度に策定した食のまちづくり計画（第4次小浜市食育推進計画）に基づき、市民一人ひとりの身心の健康に対する食育「個人に対する食育」と、食関連産業の人材育成や食育ツーリズムなどの「地域経済のための食育」双方向からのアプローチにより、市民および地域全体の「ウェルビーイング<sup>29</sup>」を実現することをめざして取り組んでいます。

年に1回、食育推進会議を開催し、各分野の取組状況や目標値に対する現状などを報告しています。

食文化館においても、グループマーメイドやキッズ☆サポーターなどの市民団体による各種料理教室や、伝承料理の土産づくり体験を開催しています。

また、学校教育においても校区内型地場産学校給食<sup>30</sup>をはじめ、地域の方の指導による体験学習を実施するなど、市民・団体に支えられた活発な活動が定着しています。

今後は、必要に応じて事業の効果の測定・検証を行い、食育推進計画を策定します。

### ■ 基本方針

本市は御食国の歴史を背景に、「食のまちづくり」に取り組み、全国初の食をテーマとした「小浜市食のまちづくり条例」を制定しました。条例において、人づくりの観点から食育を重要な施策の一つとして位置づけ、その推進に努めてきました。その中で構築された本市独自の食育観<sup>31</sup>や「生涯食育<sup>32</sup>」の概念、それらを市民・団体・事業者との協働により推進していくしくみや、幼児の料理教室「キッズ・キッチン」など、特色ある各事業のノウハウは、本市の貴重な知的財産です。

今後も、「食育文化都市」として、すべての世代が健康で文化的な生活を送るとともに、食を通じて、伝承料理をはじめ、食と結びついた地域文化の継承・発展を図るため、「食育推進計画」に基づく生涯食育の推進に努めます。また、市民自らがこれらに誇りを持ち、さらなる特色の創出や発展につながることをめざします。

### ■ 目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
キッチンスタジオ利用者数	キッチンスタジオにて食の体験をした人数（延べ数）	2,203人	2,000人	2,400人

<sup>29</sup> ウェルビーイング | 世界保健機関（WHO）では「身体的・精神的・社会的に良好な状態」と定義されており、小浜市の食育においては「食で人々の幸せと地域の豊かさが実感できるまち」と解釈している。

<sup>30</sup> 校区内型地場産学校給食 | 校区内（または隣接する校区）の生産者から野菜や米、あるいは水産物などの食材を直接学校給食に納入する、小浜市独自の取り組み。

<sup>31</sup> 食育観 | 一般的に、「食育」を健康や栄養という観点だけで捉えられがちだが、本市では食育体験学習を通して、人や環境を大切にする心、生命を尊び育む心、敬虔（けいけん）な心、さらに地域の食関連産業を支える人材育成など、人づくり全般の観点により重要視していること。

<sup>32</sup> 生涯食育 | 人は命を受けた瞬間から老いていくまで生涯、食によって育まれると考え、すべての年齢層を対象に事業を実施すること。



## ■ 施策の体系

第1項 生涯食育 ————— 第1号 生涯食育の推進

## ■ 取組内容

### 第1号 生涯食育の推進

- 小浜市の食育推進計画に基づき、市民のライフステージに合わせた生涯食育事業を実施します。
- 全就学前児（年長児）、全小・中学生に対して、「キッズ・キッチン」や「ジュニア・キッチン」などの料理教室を開催し、食への関心や命の大切さや感謝する気持ちの体得を促し、健やかな人間性を育みます。
- 郷土料理教室などを開催し、各地区の特色ある食文化の継承を図ります。
- 保育園や小・中学校などにおいて、農林水産業体験や校区内型地場産学校給食などの食育活動を通して、子どもたちの地域の産業に対する理解や郷土愛を育みます。
- 市内でとれた新鮮でおいしい農水産物を使った学校給食を提供することにより、地産地消を推進します。
- 医療機関と連携した各種健診や健康に関する教室においては、市民の健康と食生活のつながりに関したきめ細かな指導やアドバイスを行います。
- 学校給食やキッズ・キッチンなどを通じて箸の正しい使い方の普及を図り、食のマナー向上、若狭塗箸の産地としてのPR、知名度の向上に努めます。
- 『元気食生活実践ガイド』を用いた講習会を開催し、市民の選食力、フードリテラシーの向上に努めます。
- 必要に応じて事業の効果を検証し、食育推進計画を改定します。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、各食育事業に対し、単に参加するだけでなく、主体的に運営にも取り組みます。行政は、生涯食育の担い手として市民・団体等を継続的に育成し、市民運動としての食育の定着を図ります。

事業者・行政は、多様な観光客のニーズを捉え、食育と観光を結びつけた取り組みに努めます。

## 第2節 子育て環境の充実

### 第1項 子育て支援



#### ■ 現況と課題

保護者の就労状況の変化等により保育ニーズが多様化する中、保育園、認定こども園等の受け皿を確保するとともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。魅力ある体験活動を通じた質の高い幼児教育や保育とともに、子どもたちが感性を豊かに働かせながら、より良い社会と幸福な人生の創り手となる力を身につけられるよう、教育・保育の一層の充実を図っていくことが大切です。

また、妊娠・出産・育児期の家庭では、子育ての不安や負担を抱え込んでしまうケースも考えられます。妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施するとともに、地域全体での子育て支援が不可欠です。

核家族化が進展し、地域のつながりが希薄になる中、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、子育て家庭が子育てに伴う喜びを実感し、子どもが地域に溶け込んでいけるように、子育て家庭を支援していくことが必要です。

#### ■ 基本方針

本市の保育理念や本市の保育がめざす子どもの姿とも連動した、「子どもが健やかにすくすく育つまちおばま」～心も体も健やかで、豊かな感性をもったおばまっ子を育む～を基本理念とする「第3期 小浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき各種施策に取り組みます。

#### ■ 目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
認定こども園への移行園数	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず子どもの受入れが可能な認定こども園へ移行する保育園数(特に「幼保連携型認定こども園」)	3園	5園	5園
地域子育て支援拠点事業施設数	地域子育て支援拠点事業を行う施設数	5箇所	7箇所	8箇所

#### ■ 施策の体系

- 第1項 子育て支援
  - 第1号 妊娠・出産・育児にわたる包括的支援の充実
  - 第2号 地域社会における子ども・子育て支援の充実
  - 第3号 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり
  - 第4号 子どもの育ちを支援する環境づくり



## ■取組内容

### 第1号 妊娠・出産・育児にわたる包括的支援の充実

- 子育て相談窓口のワンストップ化を図るとともに、認定こども園をはじめとする子育て支援拠点施設との連携による相談体制の強化に取り組むなど、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。
- 子育てする保護者および家族が、妊娠・出産・育児について自ら進んで正しい理解を深め、その健康の保持増進に努めることができるよう、母性ならびに乳幼児に対する保健指導、健康診査等の措置をもって支援していきます。特に、食に関する知識と食を選択する力については、健康の保持増進、疾病予防、また豊かな人間性を育むことを目的に、その習得に対し積極的に支援していきます。

### 第2号 地域社会における子ども・子育て支援の充実

- 子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援として、子育てに関する相談体制の充実などが重要となります。子育てについて、未入園児家庭への声かけや地区子育て教室を通じた保健推進員の活動など、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう健康管理センターでの相談窓口の体制を充実します。また、保護者同士のつながりの支援も行っていきます。

### 第3号 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

- 安心して子育てできる社会づくりを進めるため、健康管理センターを中心に、妊娠、出産、育児などの各段階に応じたきめ細やかな相談体制を整え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。
- 性別にかかわらず、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、事業所への啓発など働きやすい環境づくりや、多様で柔軟な保育サービスの提供、放課後児童対策による基盤整備を図ります。

### 第4号 子どもの育ちを支援する環境づくり

- 心身ともに健やかな子どもの育成をめざし、保育園や認定こども園では、養護と教育とが一体となって保育が行われています。子どもが社会生活上のルールや道徳性を生活の中で身につけ、心豊かに成長していくことができるよう、主体性や豊かな社会性を育むための教育・保育内容を充実していきます。また、多様化し増加する保育・子育てニーズや公立保育施設の老朽化など、保育行政を取り巻く諸課題に対応するため、統廃合および民営化を進め保育施設等の適正配置を図ることとし、これらの取り組みによって、すべての子どもに適切で質の高い保育環境を提供します。
- 放課後などに、子どもが安全に伸び伸びと過ごせる居場所づくりを進めます。
- 父親を対象にした子どもとのふれあい活動を実施し、父親が子育てに参加しやすい環境づくりに取り組みます。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、子どもは「将来の小浜を担う財産」という意識を常に持ち、子育て世代の求めるニーズを理解し、地域社会が一丸となって新たに築かれる家庭とその子育てに協力します。

団体・事業者は、子育て世代が安心して仕事と家庭を両立できる環境づくりに努めます。

行政は、安全・安心な子育て環境を整備するとともに、子育てに関わる情報提供や経済的支援を行います。

## 第3節 学校教育の充実

### 第1項 幼児教育



#### ■ 現況と課題

幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、魅力ある体験活動を通じた質の高い幼児教育や保育とともに、子どもたちが感性を豊かに働かせながら、より良い社会と幸福な人生の創り手となる力を身につけられるようにしていくことが重要です。

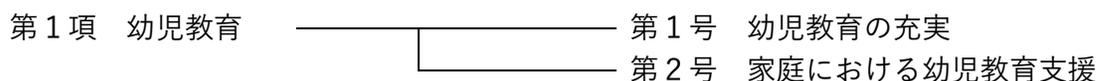
また、就学前児童の保護者は、子どものしつけや子育てに係る経済的な負担など様々な不安を抱えています。少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化が進むにつれ、子どもや保護者が孤立することのないよう、身近な地域での相談の場の充実とともに、保護者同士が集う交流の機会や学習の機会を通じて、子育てに関する不安の軽減や知識の向上を図っていく必要があります。

#### ■ 基本方針

子どもが社会生活上のルールや道徳性を生活の中で身につけ、心豊かに成長していくことができるよう主体性や豊かな社会性を育むための教育・保育内容を充実していきます。

また、保育園、認定こども園から小学校への円滑な接続をめざして、連携を強化するとともに、家庭における幼児教育を支援していきます。

#### ■ 施策の体系





## ■取組内容

### 第1号 幼児教育の充実

- 身近な自然にふれ、感動する体験や遊びを通して、豊かな感性を育て、好奇心、思考力、表現力の基礎を培います。
- 身体を動かして遊ぶことを通して、遊ぶ面白さや楽しさ、心地よさを感じ、健康でたくましい身体と心を育てます。
- 保育士等の資質向上をめざすため、教育・保育に関する研修等を実施します。
- 研究会・講演会・交流などにおいて、保育教諭・保育士等の連携の強化を図るとともに、情報交換の場の提供に努めます。
- 保幼小の連絡会や小学校との交流活動を通して、スタートカリキュラム<sup>33</sup>を作成し、話し合い、情報共有する中で、就学前の子どもがスムーズに小学校へ移行できるようにします。

### 第2号 家庭における幼児教育支援

- 幼児教育に関する悩みごと相談や保護者間の情報交換、交流活動、講演会の開催等を通じて保護者の役割と責任について認識を深め、家庭における教育力の向上に努めます。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

子どもが健全に成長していくためには、地域全体での子育て支援が不可欠であり、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、子育て家庭が子育てに伴う喜びを実感し、子どもが地域に溶け込んでいけるように子育て家庭を支援していくことが必要です。

この実現に向け、市民・地域の声を幼児教育現場に取り入れ、時代のニーズに合った幼児教育に取り組みます。

<sup>33</sup> **スタートカリキュラム** | 小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム（学習計画）。

## 第2項 学校教育



### ■現況と課題

#### （小・中学校教育の充実）

児童生徒がこれからの社会を生きていく上で、自分でものを考え、自分で決断し、未知の状況にも立ち向かっていく問題発見・解決能力を身につけることは、一層重要になってきます。

この資質・能力を児童生徒に育てていくために、義務教育段階では、身近な地域や社会を教材として郷土愛を醸成しつつ、その中から問題を発見して学習課題を設定し、多様な人々と協働して問題解決に取り組んでいく探究的な学習の充実を図ることが必要です。

#### （教育施設および設備の充実）

多くの学校施設では老朽化が進み、補修や更新を必要とする箇所が多くなってきており、児童生徒の学校生活に支障のない維持管理を継続して行っていく必要があります。

また、学校統合再編については、多様性への理解や社会性の醸成の一方、ニーズの多様化や学びの個別最適化を考慮する等、子どもたちにとって最適な教育環境はどうあるべきかを多面的に再検証する必要があります。

#### （多様なニーズに応じた個別最適な学びの実現）

支援が必要な児童生徒一人ひとりの個性を尊重し、健やかに育むため、行政・学校・家庭の連携強化を図り、個別のニーズに対応したきめ細やかな施策が必要です。

#### （高校・大学教育等との連携）

子ども一人ひとりが豊かな人生を生き、持続可能な未来社会の実現に貢献していくために必要な資質・能力は、幼児教育から義務教育、高等学校教育、大学教育を通して育まれていくものです。どの段階においても、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた質の高い教育が求められており、幼児教育、小学校教育、中学校教育、高等学校教育間の連携・接続の強化が重要です。



## ■基本方針

### （小・中学校教育の充実）

次世代を担う小・中学生の「挑戦する力」を育成、支援していくための教育を充実します。

次世代を担う小・中学生が「新しい時代に必要となる資質・能力」を「主体的・対話的で深い学び」を通して着実に育ていけるよう「児童生徒が主役の教育」をめざす3S学習を深化します。

多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させるため、ICT教育<sup>34</sup>および対話を中心とした教育の充実を図ります。

学校と地域が協働して「社会に開かれた教育課程」を実現します。そして、児童生徒が地域の探究学習に取り組むことを通して、主体的に社会と関わり、未来を切り拓く力を育みます。

### （教育施設および設備の充実）

学校施設の計画的な維持管理および更新を行い、施設の長寿命化を図ります。

近年のICT機器の導入およびインターネット環境の整備等による児童生徒を取り巻く学習環境は大きく変化しており、適正な教育環境の確保に向けた再検証を行うとともに、地域住民の意向を踏まえ、今後の学校統合再編に取り組みます。

### （多様なニーズに応じた個別最適な学びの実現）

適切な就学の機会を保障するため、支援が必要な児童生徒および保護者のニーズに的確に対応し、学校および特別支援学校などの関係機関と連携し、特別支援教育の充実を一層進めます。

### （高校・大学教育等との連携）

小・中学校における「ふるさと教育」の拡充および「キャリア教育」における高校や大学などとの連携強化のほか、市内高校や県内外の大学生などが行う地域探究活動の充実など、児童・生徒・学生が段階に応じて取り組む教育活動を支援することにより、関係人口の創出や郷土愛の醸成に取り組めます。

## ■施策の体系

### 第2項 学校教育

- 第1号 小・中学校教育の充実
- 第2号 教育施設および設備の充実
- 第3号 多様なニーズに応じた個別最適な学びの実現
- 第4号 高校・大学教育等との連携

<sup>34</sup> ICT教育 | 「Information and Communication Technology（情報通信技術）」（コンピューターやタブレット、インターネットなどのデジタル機器や技術）を活用した教育。

## ■取組内容

### 第1号 小・中学校教育の充実

- 児童生徒が新しい時代に必要となる問題発見・解決能力をはじめとした資質・能力を育ていけるように、探究学習をより一層充実させ、「資質・能力の育成」の観点に立った教育課程の編成を進めます。
- 「3S学習」におけるICT機器の活用を推進し、「みんなしらべ」における対話の指導力向上を図ります。
- 地域の良さを見つめ、郷土を愛する心を育てるふるさと教育や、これからの社会や地域のあり方と関わらせて、自らの生き方を探究するライフデザインの基盤となる学びの充実を図ります。
- 道徳教育や人権教育などを通して、子どもたちの「互いに認め合おうとする態度」や「自他の人権を守ろうとする態度」を育ていきます。特に、人権教育推進の重点として、拉致問題理解学習に市内全小・中学校が取り組んでいきます。
- 児童生徒が生涯にわたり健康でたくましく生きていけるよう、「食」の教育を重視して望ましい生活習慣の確立を図るとともに、校区内型地場産学校給食を通して子どもたちの郷土愛を育みます。
- 児童生徒へ安全安心な学校給食の提供と食育の推進を図るとともに、学校給食費に係る保護者負担の軽減に取り組みます。
- 英語教育・国際教育の機会と充実を図ります。
- 家庭地域学校協議会制度の充実を図り、児童生徒や保護者、地域とともに教育をつくります。

### 第2号 教育施設および設備の充実

- 老朽化が進む学校施設の長期的な維持管理、更新に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、学校施設の長寿命化計画等を踏まえ、計画的に施設の大規模改修や長寿命化を図ります。
- 一人1台端末や整備された通信環境を最大限に活用し、学校教育全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）による教育の質の向上を図ります。
- ICT機器を活用し効果的な学習を展開するため、最先端のICTおよび3S学習に関する教員研修会の充実を図ります。
- 将来の児童生徒数の想定およびICT機器等の有効活用により、今後再検証を行い、学校統合再編に取り組めます。

### 第3号 多様なニーズに応じた個別最適な学びの実現

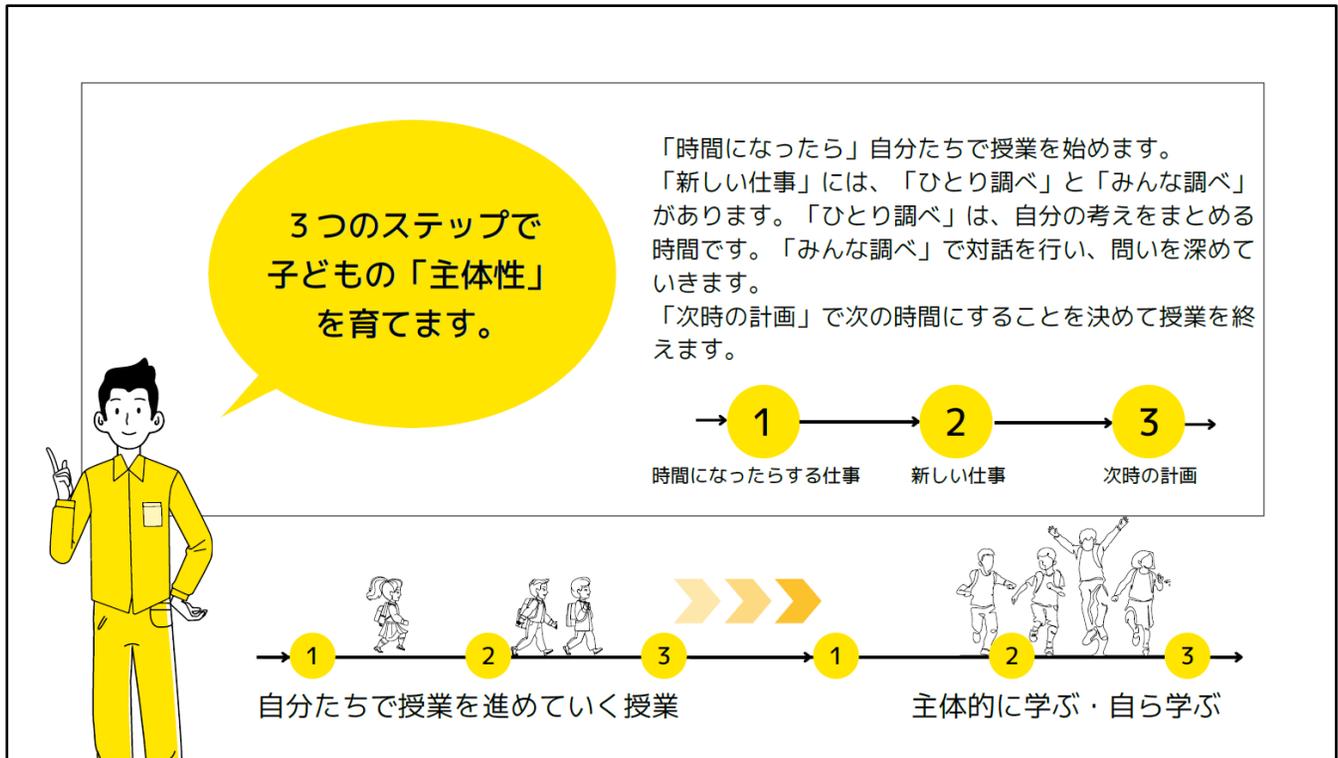
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、将来を見据えたより良い進路選択や学びが保障されるように就学支援体制の強化を図り、個に対応したきめ細かな指導を進めます。
- 不登校児童生徒に対する指導や相談活動を適応指導教室などとの連携を図りながら充実します。
- 不登校やいじめなどの問題への対策として、カウンセリング体制を充実させ、いじめ等問題行動対策委員会の実施による多方面からの情報収集、連携を継続的に行います。

### 第4号 高校・大学教育等との連携

- 小・中学校のふるさと探究学習やキャリア教育等の活動充実のため、高校・大学との連携を進めます。
- 教員の交流等による資質・指導力向上を図るとともに、大学等研究機関との連携を強化することで、地域に根ざした特色と魅力ある教育をめざします。



(参考 3S学習とは)



## 第4節 社会教育の充実

### 第1項 社会教育



#### ■ 現況と課題

人生100年時代と言われる長寿社会を迎え、地域社会においては、住民主体でこれらの社会環境の変化や課題に対応することが求められており、市民一人ひとりが家庭や地域社会での役割と責任を認識し、相互に連携して、地域を取り巻く諸問題の解決に取り組むことが必要となっています。

これらに対応するためには、地域課題等の解決に向けた学習機会を充実させることが重要であり、また、あらゆる世代の地域住民による主体的な活動を促進・支援する環境づくりやしきみづくりがより一層重要となっています。

様々な活動を展開している社会教育関係団体をはじめ地域団体においては、相互に運営の情報交換を行っていますが、ネットワークの強化と組織の拡大を図るための支援が必要です。

#### ■ 基本方針

すべての市民が夢と誇りを持ち、豊かでいきいきと暮らせる持続可能な活力ある社会を実現するため、地域住民との協働による社会教育の充実をめざします。

コミュニティセンターにおいては、これまでの地域の社会教育活動の拠点としての役割に加え、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割を充実させ、住民相互の交流を通じて環境・自然・伝統行事など、地域特性を活かしたまちづくりの活動を推進していきます。

地域においては、高校生や大学生を含む若い世代をはじめ幅広い年齢層から、より多くの住民の主体的な参加を得られるよう環境を整えるとともに、恵まれた地域資源を有効に活用した地域社会に根ざした事業の充実を図り、地域住民が持つ豊かな経験や知識・技術を活かせる場を創出します。

また、まちづくりに積極的に参画する社会教育関係団体をはじめ、地域団体を育成するため、市民意識の醸成に努め、あらゆる世代の参画を促すとともに、各種団体相互のネットワークの強化と、それぞれの団体における自主管理運営を促進するため、講座の開催等を通じて団体や地域をリードする指導者の人材育成を図ります。

#### ■ 目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	目標値
		令和6年度	令和7年度	令和12年度
コミュニティセンター講座の受講者数	各コミュニティセンターで開催した各種学級・講座の1年間の受講者数（延べ数）	2,286人	3,000人	3,000人

## ■ 施策の体系

第1項 社会教育	第1号 生涯学習の推進
	第2号 活動拠点の充実
	第3号 青少年の健全育成
	第4号 地域づくりの推進
	第5号 人材の育成および組織の強化



## ■ 取組内容

### 第1号 生涯学習の推進

- すべての年代の市民が、生涯を通じて、社会教育、文化活動、レクリエーション活動等のあらゆる学習を、様々な場や機会において、自由に選択し、学ぶことができる社会を実現します。
- 地域住民と協働して、地域課題や住民のニーズに対応した各種講座・教室を開催します。
- ICT等の技術を活用したオンラインによる学習を推進するなど、学習機会を充実する方策を検討します。
- 大学や民間団体と連携・協力し、学習機会の充実と情報提供に努めます。
- 地域の自然・歴史・文化などについて知識を深め大切にすることにより、郷土愛を育みます。
- 地域の人材が持つ技能や経験を活かし、地域の活性化を図るとともに、新たな人材の掘り起こし等、持続的な地域の発展をめざします。

### 第2号 活動拠点の充実

- 生涯学習や地域づくり活動の拠点となるコミュニティセンターについては、建築経過年数とともに老朽化が進んでいるため、計画的な改修や、耐震診断結果に基づく補強工事を行うなど長寿命化を図り、施設環境を整えます。
- コミュニティセンター職員の資質の向上を図り、地域課題等を解決するための活動を促進・支援します。

### 第3号 青少年の健全育成

- 青少年の地域との関わりを深め、家庭・地域・学校と連携した青少年健全育成活動を推進します。
- 各教育機関、諸団体との連携のもと、研修会などにより家庭教育を充実します。
- 青少年愛護センター補導員による街頭補導の実施や有害情報の追放など、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。
- SNSやインターネットの適切な利用方法を啓発することで、犯罪やトラブル、いじめ、過度な使用による健康被害等の予防に努めます。

### 第4号 地域づくりの推進

- 地域づくりにおいては、地域住民全員が参画するよう努めます。特に、高校生や大学生を含む若い世代の地域づくりへの積極的な参画を促進します。
- コミュニティセンターを拠点として、環境・自然・伝統行事など、地域特性を活かしたまちづくりを推進し、地域の活性化を図ります。
- 地域住民が集う拠点施設として、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割を充実します。
- 地域づくりの中心となる社会教育関係団体の育成および団体間の連携・協働を図ります。

## 第5号 人材の育成および組織の強化

- 市民・団体・事業者による社会教育活動を促進するため、青年層の参画や団体・地域をリードする指導者の人材確保、育成を図り、協働のまちづくりを推進します。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、家庭や地域社会での役割と責任を認識し、互いに協力し合いながら生涯学習活動に取り組むとともに、社会教育活動の参画に努めます。

地域の子どもは地域で育てるという意識のもと、子どもが安全・安心に過ごせる環境の整備に努めます。

事業者は、積極的に生涯学習の場を提供し、社会教育活動に参画するとともに、互いの連携を図り、住み良いまちづくりに努めます。

市民・団体・事業者は、地域資源を活かしたまちづくりをめざして、地域課題を見つけ出し、諸問題の解決に取り組めます。

行政は、市民・団体・事業者と連携し、協働できる環境をつくるとともに、コミュニティセンターを地域コミュニティの拠点として活用します。



## 第2項 人権教育



### ■ 現況と課題

私たちの周囲には、生まれや性別、社会的身分などに対するの不当な差別、子どもや高齢者に対する虐待、障がいのある人や外国人に対する偏見や差別、職場でのハラスメントなど、様々な人権問題があります。

また近年は、SNSやインターネット上での誹謗中傷や差別のほか、性的指向や性自認、感染症等への理解不足から生じる不当な差別・偏見・いじめなど、新たな人権問題も発生してきています。

誰もがお互いの人権を尊重し合う心豊かな明るい社会を実現するため、市民一人ひとりが人権意識を高めていく必要があります。

### ■ 基本方針

すべての市民が、不当な差別を受けず、また、人権を侵害されることなく、幸せに暮らしていけるまちづくりを進めます。

様々な人権問題に関する学習を通して、市民一人ひとりが正しい知識と人権意識を身に付け、お互いの尊厳と権利を認め合い、尊重し合える社会づくりをめざします。

### ■ 施策の体系

第2項 人権教育 ————— 第1号 人権尊重の社会づくりの推進

### ■ 取組内容

#### 第1号 人権尊重の社会づくりの推進

- 全小・中学校において、道徳教育や人権教育を推進します。また、拉致問題理解学習に重点をおいて引き続き取り組みます。
- 市民が人権問題を正しく理解するとともに、人権意識を身に付けるため、講演会や研修会等の実施による積極的な啓発に努めます。
- 人権擁護委員による人権相談等の活動を支援します。
- 市内企業や事業者の積極的な人権教育を推進します。
- 未帰国の拉致被害者の早期帰国、特定失踪者の真相究明等、全面的な拉致問題の解決に向けた取り組みを行うとともに、拉致被害者・拉致被害者家族・特定失踪者に対する支援を継続します。

### 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、家庭・地域・職場においてお互いの立場を理解し、尊重し合える環境づくりに努めます。

団体・事業者は、あらゆる活動・事業の場を通じて、人権を尊重し、豊かで安心できる社会の実現に努めます。

行政は、講演会や研修会の開催等を通じて、市民一人ひとりの人権意識の向上に努め、差別のない明るい社会づくりを推進します。

## 第3項 スポーツ



### ■ 現況と課題

スポーツの振興は、市民の健康増進、青少年の健全育成、世代間交流等、様々な効果がある取り組みです。スポーツ参画人口を拡大するためには、市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」等、スポーツに自発的に参画する機会を創出することが必要です。

スポーツ競技者は、主に学校や企業内クラブ活動、地域の各種サークル活動等により育成されています。

スポーツ参画人口の増加と競技能力を向上するためには、指導者の役割が極めて大きいですが、指導者不足が課題となっており、人材の育成と確保が急務となっています。

また、身近にある市内のスポーツ施設は、老朽化等により環境整備等が必要な箇所が増えています。

多様なスポーツに対応し、市民の取組意欲や体力・運動能力を高めるためには、施設の環境整備を計画的に実施するとともに、指導者等の人材育成に対しても支援が必要です。

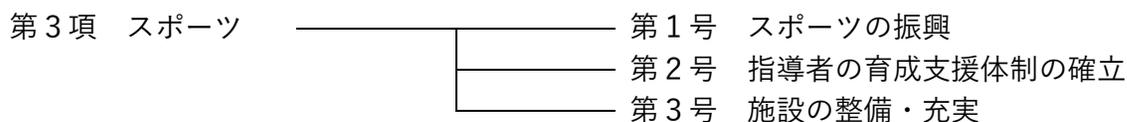
### ■ 基本方針

市民一人ひとりが気軽にスポーツを「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で参加できるように努め、スポーツ参画人口の拡大を図り、スポーツを活かしたまちづくりを推進していきます。

また、体力・運動能力を向上させるため、指導者をはじめとする人材育成に努めます。

市内のスポーツ施設については、利用者の安全確保を最優先とし、機能の向上を図りながら、身近にスポーツができる場所として市民のニーズに応じた効果的な環境整備に努めます。

### ■ 施策の体系



## ■取組内容



## 第1号 スポーツの振興

- 学校教育におけるクラブ活動や総合型地域スポーツクラブ等を支援することにより、競技スポーツの振興と強化を図ります。また、中学部活動の地域展開<sup>35</sup>を担う地域クラブに対して、必要な支援を行います。
- スポーツ振興を図るため、有能な選手の発掘や総合型地域スポーツクラブの育成支援に努めます。
- 誰もが平等にスポーツに参画できるよう、障がい者のスポーツ振興と環境づくりに努めます。

## 第2号 指導者の育成支援体制の確立

- スポーツ参画人口の増加と競技能力の向上には、指導者の役割は極めて重要であるため、講習会等への積極的な参加を促し、指導者の育成に努めます。
- 指導者人材を確保するため、必要な資格の取得に対して継続的な支援に努めます。
- スポーツが活発な企業やクラブの誘致に取り組みます。

## 第3号 施設の整備・充実

- 安全にスポーツに取り組めるよう、既存施設の管理体制を充実させ、効果的な環境整備を図ります。
- 学校体育施設を広く一般に開放することにより、地域におけるスポーツの振興を図るとともに、市民がスポーツを気軽に楽しめる機会を提供します。
- 施設のさらなる環境整備の充実を図り、大学や企業のスポーツクラブの誘致に取り組みます。

## 市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、ライフステージに応じた運動やスポーツ活動を「する」とともに、スポーツ大会等を「みる」「ささえる」活動に努めます。

団体・事業者は、スポーツイベントの開催や競技者および指導者等の育成を支援します。

行政は、競技者および指導者等の育成支援とスポーツ施設の計画的な環境整備に努めます。

<sup>35</sup> 中学部活動の地域展開 | 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちが豊かで幅広い活動を行える機会を確保すること。